

令和4年12月11日(日)~20日(火)

# 年末の交通安全運動

急がずに マナーとゆとりで 交通安全

12月は秋田県飲酒運転追放県民運動の強調期間です



令和4年度JA共済秋田県小・中学生交通安全ポスターコンクール  
金賞作品 能代市立浄城南小学校4年生 田中 友里杏さん

～秋田の道路は 歩行者ファースト!～

- 横断歩道は**歩行者優先**です。
- 運転者は、**信号機のない横断歩道**を渡ろうとしている歩行者を見かけたら、横断歩道の手前で**一時停止**して道をゆずりましょう。

主唱 秋田県交通安全対策協議会 秋田県 秋田県警察

## 子供と高齢者の交通事故防止（高齢運転者の交通事故防止を含む）

### ～歩行者ファースト意識の浸透～



- 夕暮れ時や夜間の外出時は明るい色の服や反射材を身につけ、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。
- 高齢になると身体機能の低下などにより、ブレーキやハンドル操作等に遅れが出ます。アクセルとブレーキの踏み間違いにも注意しましょう。

## 冬道の安全運転の励行

- 安全な速度を心がけ、**急ブレーキ・急ハンドル・急加速**はやめましょう。
- 「時間・車間距離・心」にゆとりをもって運転しましょう。
- 早めに冬タイヤを装着し、雪道の走行に備えましょう。



## 飲酒運転等の危険運転の防止

- 飲酒運転は、**極めて悪質・重大な犯罪**です。
- 地域・家庭・職場で飲酒運転を絶対にしない・させない環境をつくりましょう。

### 飲酒運転の罰則（酒酔い運転の場合）

◆運転者	} 5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
◆車両等の提供者	
◆酒類の提供者	} 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
◆同乗者	

## 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 全席でのシートベルト着用は、法律で定められた義務です。  
運転者は、出発の前に全員がシートベルトを着用しているか、チャイルドシートを正しく使用しているか必ず確認しましょう。
- 6歳未満の子供には必ずチャイルドシートを使用しましょう。  
(チャイルドシートは、子供の体格に合ったものを正しく使用しましょう。)

## 4 秋田県飲酒運転追放県民運動

### 1 運動の目的

県民の願いにもかかわらず、依然として後を絶たない飲酒運転の根絶を図るため、県民一人一人の自覚を促し、「飲酒運転は絶対にしない、させない運動」を推進する。

### 2 運動の期間

4月1日から3月31日まで

(強調期間：8月1日から8月31日までの1か月間、12月1日から12月31日までの1か月間)

### 3 運動の重点

- (1) 飲酒運転の根絶に向けた環境づくりの促進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転をさせない運転者教育の推進

### 4 主な推進事項

推進項目	推進事項
飲酒運転追放意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 各種講習会、研修会において、飲酒運転事故事例を紹介して、飲酒運転の危険性と本人、家族、職場に及ぼす影響の重大性の理解を図る。また、飲酒運転に関する罰則及び行政処分の内容を周知して、飲酒運転防止意識の向上を図る。</li><li>○ 交通事故被害者の手記などの交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等を実施して、飲酒運転根絶意識の醸成を図る。</li></ul>
飲酒運転をさせない環境づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 飲酒運転追放宣言など、地域、職場、家庭等が一体となり、飲酒運転をさせない環境づくりを促進する。</li><li>○ 酒類を提供する飲食店では、来客への呼び掛け等により、運転者への酒類提供禁止を徹底する。</li><li>○ 飲酒場所に自動車で行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲酒しない人を決めて、飲酒後自宅まで送るハンドルキーパー運動を推進する。</li><li>○ 家庭では、アルコール検知器を活用した車両運転前の体調確認を徹底する。</li><li>○ 職場では、運行管理者や安全運転管理者等のアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認及び記録を徹底する。(安全運転管理者は、令和4年4月1日から目視による確認、10月1日以降はアルコール検知器を用いた確認が義務化)</li><li>○ 飲酒運転取締りを強化する。</li></ul>
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、ラジオ、チラシ、インターネット等各種広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性、自己責任の重大性等を繰り返し広報・啓発して、規範意識の高揚を図る。</li><li>○ 交通安全協会などが行う飲食店訪問などを通じ飲酒運転根絶を呼び掛ける活動や各種会合を利用した広報・啓発を実施する。</li><li>○ 市町村広報車による巡回広報を実施する。</li></ul>

## 9 年末の交通安全運動

### 1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

### 2 運動の期間

12月11日から12月20日までの10日間

### 3 運動の重点等

#### (1) 運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止（高齢運転者の交通事故防止を含む）

～歩行者ファースト意識の浸透～

#### (2) 運動の重点

ア 冬道の安全運転の励行

イ 飲酒運転等の危険運転の防止

ウ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

### 4 主な推進事項

推 進 項 目	推 進 事 項
子供と高齢者の交通事故防止（高齢運転者の交通事故防止を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通学路等における幼児・児童の安全を確保する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育、広報啓発を促進する。</li> <li>・ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を徹底する。</li> <li>・ 通学路等の幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全点検による危険箇所の把握と対策の促進を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 広報啓発活動等を通じ、高齢者自身に身体機能の変化への的確な認識を持ってもらうとともに、これに基づく安全行動を促進する。</li> <li>○ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を促進する。</li> <li>○ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示促進と、高齢運転者標識を表示している自動車に対する保護義務の周知徹底を図る。</li> <li>○ 子供と高齢者に対する思いやりのある運転を促進する。</li> <li>○ 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材用品等の利用を促進する。</li> <li>○ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルールと交通マナーの理解向上と安全行動の促進を図る。</li> <li>○ 生活道路等における歩行者等の安全な通行を確保するための交通安全総点検を促進する。</li> </ul>
冬道の安全運転の励行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冬道の特性に応じた「安全な速度、急ブレーキ・急ハンドル・急加速の禁止」等の安全運転の励行を図る。</li> <li>○ 「時間・車間距離・心」にゆとりある安全行動を実践する。</li> <li>○ 適正な冬タイヤ装着を徹底する。</li> <li>○ 除雪や凍結防止剤散布の強化と交通安全施設の点検等の促進を図る。</li> </ul>

<p>飲酒運転等の危険運転の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じて、飲酒運転・妨害運転の防止に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりを促進する。</li> <li>○ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止を徹底する。</li> <li>○ ハンドルキーパー運動を促進する。</li> <li>○ 飲酒運転等の悪質性・危険性を理解させるための運転者教育を推進する。</li> <li>○ 安全運転管理者、運行管理者による運転前後のアルコール検知器を使用した検査等、体調管理と飲酒運転の根絶に向けた取組を実施する。</li> <li>○ 交通指導取締りを強化する。</li> </ul>
<p>後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートを正しく使用しなければならないことの周知を徹底する。</li> <li>○ シートベルトとチャイルドシートの正しい使用（6歳以上であっても、体格等の状況によりシートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることを含む。）の必要性・効果に関する理解を促進する。</li> <li>○ 高速乗合バス、貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化を図る。</li> </ul>
<p>踏切事故の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 踏切前での確実な一時停止と安全確認を徹底する。</li> <li>○ 踏切内でのトラブル発生時における非常ボタン操作等、緊急措置についての周知を徹底する。</li> <li>○ 踏切道予告標、踏切信号機等安全施設の点検・整備を促進する。</li> </ul>
<p>広報・啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報を実施する。</li> <li>○ 各種会議、会合等において、職員に運動の趣旨を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を徹底する。</li> </ul>